



# 鳥取県公報

平成 24 年 11 月 9 日 (金)  
第 8 4 4 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (750) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (751) (〃) . . . . . 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (752) (西部総合事務所県民局) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (753) (日野総合事務所県民局) . . . . . 3
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (総務課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨909-1	ケアステーションつつじ	米子市米原六丁目9-23	訪問介護	平成24年9月6日
一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	〃	平成24年10月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションにしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	訪問看護	平成24年9月1日
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	訪問看護ステーションおざき	鳥取市湖山町北二丁目522-2	〃	平成24年10月1日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	茶話本舗わこうデイサービス河崎	米子市河崎1740-10	通所介護	平成24年9月25日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨909-1	ケアステーションつつじ	米子市米原六丁目9-23	介護予防訪問介護	平成24年9月6日
一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	〃	平成24年10月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションにしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	介護予防訪問看護	平成24年9月1日
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	訪問看護ステーションおざき	鳥取市湖山町北二丁目522-2	〃	平成24年10月1日

### 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
合同会社遙	米子市上福原六丁目5-15	ケアプラン遙	米子市上福原六丁目5-15	平成24年8月1日

## 鳥取県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次

のとおり告示する。

平成24年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	平成24年9月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	平成24年9月30日

鳥取県告示第752号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年12月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年11月9日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成24年10月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共生会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

石田 博巳

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生温泉四丁目12-12

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方に、働く場所や日中を過ごす場を提供すること等に関する事業を行い、併せてそれらの事業に地域資源を活用することにより、地域に根ざした活動を行い、地域の活性化及び障がいのある方の自立、福祉の向上に寄与する事を目的とする。

鳥取県告示第753号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年12月25日までの間、インターネットを利用する方法により公

衆の縦覧に供する。

平成24年11月9日

鳥取県日野総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日  
平成24年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人フォレストアカデミージャパン
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
矢田 治美
- 4 申請にかかる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
日野郡日南町下石見1843-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、日南町及び日野川流域等において森林・林業・木材産業に携わる者及び関連する事業者等に対し、地域産業の育成及び雇用機会の拡充支援、地域の森林資源の利活用と関連シーズの研究・開発並びに宣伝活動等の支援を行うほか、適正な森林環境の保全・整備をすすめることを通じて、広く森林・林業・木材産業の活性化と地域住民にとって豊かな環境のまちづくりに寄与することを目的とする。また、都市住民との幅広い地域間交流を通して山村地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
  - (1) 事務所の所在地
  - (2) 総会の機能、表決権等及び議事録
  - (3) 理事会の表決権等
  - (4) 事業計画及び予算
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 定款の変更

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量  
鳥取県庁テレビ会議システム更新整備・運用管理保守業務 一式
  - (2) 調達案件の目的  
本件業務は、老朽化したテレビ会議システムを更新すると共に、災害や危機管理の情報収集、指示連絡等を行うため、県組織以外の災害時等関係機関とインターネット回線でテレビ会議を行うことができるよう環境整備を行うことを目的とする。
  - (3) 調達案件の仕様  
鳥取県庁テレビ会議システム更新整備・運用管理保守業務入札説明書（以下「入札説明書」という。）

鳥取県庁テレビ会議システム更新整備・運用管理保守業務仕様書及び鳥取県庁テレビ会議システム更新整備・運用管理保守業務詳細内容書（以下「詳細内容書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結日から平成25年3月31日（日）まで。ただし、システム納入期限は同年2月28日（木）までとする。

なお、予算が措置された場合においては、平成25年4月1日以降の運用管理保守業務を委託する予定である。

(5) 履行場所

ア サーバ装置 鳥取市東町一丁目220 鳥取情報ハイウェイNOC内

イ 端末装置

建 物	所 在 地
県庁舎（災害対策本部）	鳥取市東町一丁目271
県庁舎（本庁舎・議会棟）	鳥取市東町一丁目220
東部総合事務所	鳥取市立川町六丁目176
八頭総合事務所	八頭郡八頭町郡家100
中部総合事務所	倉吉市東巖城町2
西部総合事務所	米子市靴町一丁目160
日野総合事務所	日野郡日野町根雨140-1
東京本部	東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館10階
関西本部	大阪府大阪市北区梅田一丁目1-3-2200 大阪駅前第3ビル22階
名古屋代表部	愛知県名古屋市中区栄四丁目1-1 中日ビル4階

(6) 入札書の記載方法等

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年11月9日（金）から同年12月19日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年11月9日（金）から同年12月19日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が電気通信機器類の電気通信機器、情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営の全てに登録されている者であること。なお、本件入札に参加を希望する者で

あって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月19日（月）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからウまでの全てに該当すること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、次の資格区分の全てについて、構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 電気通信機器類の電気通信機器

(イ) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(ウ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体であって当該資格区分に登録された構成員のいないものは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月19日（月）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総務課

電話 0857-26-7772

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成24年11月9日（金）から同月29日（木）までの間にインターネットのホ

ームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/206098.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成24年11月9日（金）から同月29日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札書（企画提案書等を含む。）の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成24年12月19日（水）午後5時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の（1）の場所に平成24年11月29日（木）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

（1）この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の入札書を提出したものであること。

（2）企画提案書の評価は、鳥取県庁テレビ会議システム更新整備・運用管理保守業務評価委員会が、別記企画提案書項目に示す各評価項目の得点を加算する方法により得点（以下「評価点」という。）を算出して行う。評価点の上限は、619点とする。

- (3) 入札価格及び見積額については、次の式により換算し、入札価格及び見積額に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

なお価格点はアとイの合計とし、上限は413点とする。

- ア テレビ会議システムの構築、調整等の業務に係る経費の入札価格に係る価格点

$$\text{価格点} = 165 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

ただし、予定価格を超える入札価格は失格とする。

- イ 平成25年度以降5年間の運用管理保守業務に係る経費（以下「運用管理保守業務費」という。）の見積額に係る価格点

$$\text{価格点} = 248 \text{点} \times (1 - (\text{見積額} \times 1.05) / (\text{最高見積額} \times 1.05))$$

なお、最高見積額とは、入札参加者のうち、運用管理保守業務費について最も高い額を見積もった者の額とする。

- (4) (2)及び(3)により算定された評価点及び価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価点及び価格点の合計点が最も高い者を落札者とすることがある。

- (5) 評価点及び価格点の合計点が最も高い者が2者以上あるときは、評価点の高い者を落札者として決定する。

また、入札者が1者のみの場合において、その者の評価点が評価点の上限の35%（217点）未満となった場合には、落札者とししない。

## 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、本県が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を本県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った者

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の



利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等をさせること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

System of TV conference for Tottori Prefectural Government : 1 set

(2) Time - limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 29 November ,2012

(3) Time - limit for the submission of tenders : 5:00 PM 19 December ,2012

(4) Please Contact : General Affairs Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7772

別記 企画提案書項目

番号	評価項目 (詳細内容書に記載されている項目のうち、 評価を行う項目)		評価基準	加点 上限
1	3 ハ ー ド ウ ェ ア	3.1 (1)整備・利用形態	県庁舎等で庁内LAN及びインターネットを介したテレビ会議の利用ができること。	6
		(2)機器設置	各整備予定の設置場所に専用端末装置を整備すること。なお、災害対策本部に設置の専用端末装置は分離して設置すること。	
3	仕 様	3.2 (1)整備・利用形態	県庁舎等でインターネットを介したテレビ会議の利用ができること。	
		(2)機器設置	県庁舎で使用するパソコン端末装置は、標準的な庁内LAN端末の仕様において使用可能であること。	
4	ソ ン 端 末 装 置			
5	サ ー バ 装 置	3.3 (1)整備・利用形態	サーバ機能として、多地点会議接続、インターネット会議接続、ユーザ・会議端末管理、会議予約管理、端末状態監視を有していること。	
6		(2)機器設置	鳥取県クラウドサーバを利用し、又は鳥取情報ハイウェイの鳥取NOC内ラックに整備すること。	
7	3.1 専 用	(3) 筐体形状 機器 仕様	ラック等に搭載された専用端末装置がキャスター等により移動可能であり、災害対策本部室においては機器を分離できること。	86

8	端 末 装 置	固定方法	落下・転倒防止対策がとられていること（ベルト止めや耐震ゲル貼付けなど）。			
9		本 体 装 置	通信方式	問わない。		
10			通信速度	最大通信速度が、4 Mbps 以上かつ端末装置毎に通信速度制限設定が可能であること。		
11			映像解像度	最大映像解像度が720p(1080×720) 以上		
12			映像伝送フレーム数	30fps以上（720p対応時）		
13			入出力端子	必要な入出力端子を有しているか変換器等で対応していること。		
14		デ ィ ス プ レ ィ	表示サイズ	40インチ以上の液晶ディスプレイ		
15			画素数等	画素数1920×1080以上 アスペクト比 16：9		
16			画面	外光の映り込みを軽減するための反射防止対策が講じられていること。		
17			入出力端子	必要な入出力端子を有し、かつHDMI 入力端子を有していること。		
18		カ メ ラ	有効画素数	200万画素以上		
19			ズーム	光学10倍以上		
20			パン・チルト	パン・チルト機能を有していること。		
21			フォーカス・ゲインコントロール	オートフォーカス及びオートゲインコントロール機能を有していること。		
22		マ イ ク ロ フ ォ ン	集音範囲	集音範囲が概ね半径 2 m で、端末装置から 15 m 以上の距離にマイクロフォンを設置できること。		
23			ゲインコントロール・ノイズリダクション	オートゲインコントロール及びオートノイズリダクション機能を有していること。		
24			エコーキャンセラー	エコーキャンセラー機能を有していること。		
25		付 属 品	ケーブル	必要なケーブルを有していること。		
26			リモコン等遠隔操作	本体装置等を操作するためのリモコン等の遠隔操作装置を有していること。		
27		(4) 機 能 要 件	必須項目	(ア) 手動会議接続	リモコン等を使用した手動操作による会議接続が可能であること。	69
28			(イ) 音声ミュート	本体装置の音声ミュートが可能であり、かつディスプレイに状態が表示されること。		
29			(ウ) パソコン画面共有（デュアルストリーム）	パソコン画面をテレビ会議システムに共有表示できること（カメラ画像とパソコン画面は分離出力可能であること。）。		
30			評価項目	(エ) 電源操作	電源入切操作が容易で、電源を入れてホーム画面が表示され次の操作が可能となる状態までの時間が短いか	
31			(オ) ディスプレイ表示	表示画面が直感的に分かりやすく、主たる操作が日本語表記となっているか		
32			(カ) リモコン等表示	リモコン等のボタン表示がわかりやすく、会議		

				接続等の操作が容易か	
33			(キ)手動会議接続操作	27の手動会議接続が容易か	
34			(ク)予約会議システム連動	予約会議システムに入力した予約内容が表示され、会議接続ができるか	
35			(ケ)パソコン画面共有操作	29のパソコン画面共有操作が容易か	
36			(コ)マイクロフォン音声性能	優れた音声性能を有しているか	
37			(サ)その他	上記以外に有効な提案が示されているか	
38	3.2	(3)	カ	パソコン接続	USB接続
39			メ	有効画素数	200万画素以上
40			ラ	ズーム	4倍以上(デジタルズーム可)
41				フォーカス・ゲインコントロール	オートフォーカス及びオートゲインコントロール機能を有していること。
42				動作環境	庁内LAN端末で動作可能であること。
43			マ	パソコン接続	USB接続
44			イ	集音範囲	集音範囲が概ね半径2mで、ケーブル長が1m以上であること。
45			ク	ゲインコントロール	オートゲインコントロール機能を有していること。
46			ロ	エコーキャンセラー	エコーキャンセラー機能を有していること。
47			フ	ノイズリダクション	ノイズリダクション機能を有していること。
48			オン	操作ボタン	ボリューム及びミュート操作ができるボタンを有していること。
49				動作環境	庁内LAN端末で動作可能であること。
50	3.3	(3)	多	同時拠点接続数	最大40拠点以上接続可能なこと(調達ユーザライセンスは37拠点)
51			接	通信速度等	最大通信速度が4Mbps以上、最大映像解像度が720p(1080×720)以上、映像伝送フレーム数30fps以上(720p対応時)
52				外部からの接続	インターネットを介する外部接続するサーバ装置は、DMZ領域に設置すること。
53				クラウドサーバ対応	原則、鳥取県クラウドサーバ利用
54			ク	設置	サーバの設置(ラックユニット8U以内)
55			ラ	保守用操作パソコン	保守用操作ノートパソコンを設置(ラックユニット2U以内)
56			ウ	固定方法	落下・転倒防止対策がとられていること(ベルト止めや耐震ゲル貼付けなど)。
			ド		
			サ		
			ー		
			バ		
			装		
			置		
			対		

		応 以 外 の サ ー バ				
57	(4) 必 須 機 能 要 件 項 目	(ア)会議接続(専用 端末装置)	サーバ装置を介した手動操作による会議接続が できること。	207		
58			(イ)会議接続(パソ コン端末装置)		サーバ装置を介した手動操作による会議接続が できること。	
59			(ウ)映像解像度等の 自動調整		通信速度の低下にあわせ、自動で映像解像度又 は映像伝送フレーム数を自動調整できること (512kbps以上を目途として音声の途切れなく 通信が可能なこと。)	
60			(エ)複数拠点接続時 の画面構成		複数拠点接続時に複数拠点分割表示ができ ること、かつ自動話者選択・特定拠点固定が可能 であること。また、分割画面毎に接続先名称が 表示されること。	
61			(オ)異速度・異解像 度の接続		多地点接続時に、各拠点間が異速度・異解像度 の状態では通信可能であること(他拠点の状態の 影響を受けないこと。)	
62			(カ)ユーザ管理		ユーザの登録ができること。	
63			(キ)会議端末装置管 理		会議端末装置の名称や接続設定ができること。	
64			(ク)会議予約管理		会議予約ができること。	
65			(ケ)会議延長		予約していた会議終了時間を過ぎても会議延長 利用できること。	
66			(コ)専用端末装置の 状態監視		会議参加している専用端末装置の接続状態や音 声(ミュート)操作状態が把握できること。	
67			(サ)専用端末装置の 状態確認(ログ監 視)		専用端末装置の状態確認(ログ出力)ができ ること(過去1月分以上)。	
68			(シ)冗長機能(サー バ故障時での会議 接続)		サーバ故障時においても、4拠点以上の専用端 末装置による会議ができること(専用端末装置 に多地点接続機能を有する又は予備の多地点接 続装置を設置する。)	
69			評 価 項 目		(ス)会議接続(専用 端末装置)	57の会議接続が容易か
70					(セ)会議接続(パソ コン端末装置)	58の会議接続が容易かつ、ソフトウェアのダウ ンロードが容易かつ安価で無制限にインストール 可能か
71	(ソ)通信速度	各映像解像度毎の通信に必要な通信速度が小 さいか				

72		(タ)ユーザ・会議端末装置管理	62及び63の操作が容易かつ利便性がよいか	
73		(チ)会議予約管理(操作性)	64の操作が容易かつ利便性がよいか	
74		(ツ)会議予約管理(自動接続機能)	会議予約した開始時間に専用端末装置を自動に接続できるか	
75		(テ)会議予約管理(自動再接続)	74の自動接続に失敗した際、自動再接続ができるか	
76		(ト)会議予約管理(途中接続断時の自動再接続)	会議中途に接続が切断した際、自動再接続ができるか	
77		(ナ)会議延長	65の会議延長の操作が容易かつ利便性がよいか	
78		(二)専用端末装置の状態監視	66の状態監視の操作が容易かつ利便性がよいか、また、音声ミュート操作が専用端末装置のミュート操作と連動しているか	
79		(ヌ)専用端末装置の状態確認(ログ監視)	67の状態確認の操作が容易かつ利便性がよく、不具合発生時の分析に活用できるか	
80		(ネ)接続端末数の増への対応	同時接続拠点数が増えた場合の対応が容易かつ安価であるか	
81		(ノ)スマートデバイスへの対応	スマートデバイスによる会議接続が容易かつ安価であるか	
82		(ハ)サーバ冗長機能	鳥取県クラウドサーバ対応以外のサーバ機器が一部故障しても、会議接続ができるよう本体装置や電源装置等に冗長化機能を有しているか(ただし、68の機能を除く。)	
83		(ヒ)汎用性	他メーカーのテレビ会議システムとの会議接続が可能で、操作が容易かつ安価であるか	
84		(フ)パソコン端末装置からの画面共有	インターネットを介して会議接続するパソコン端末装置から、資料等の共有表示が可能か	
85		(ヘ)その他	上記以外に有効な提案が示されているか	
86	4 試験調整及び操作研修会の開催	(1)設置等	システムの設置や試験調整にあたり現システムとの調整に関して記載があること。	9
87		(2)試験調整	試験調整に関して記載があること。	
88		(3)操作研修会	操作研修会を行う計画が立てられていること。	
89	5 仮運用	仮運用期間	仮運用期間が1月以上とられており、期間中の支援体制がとられていること。	9
90	6 運用管理保守	(1)ヘルプデスクの設置	ヘルプデスクが設けられていること。	138
91		(2)ヘルプデスクの対応	利用者の電話等による問合せに速やかに対応すること(問合せから概ね30分以内の対応)。	
92		(3)現地障害対応	ヘルプデスク対応で障害等が解消できなかった場合等、現地に技術員を派遣し対応すること(県庁舎は1時間以内、総合事務所は概ね2時間以内に現地到着)。	

93		(4) 現地障害対応における復旧対応	簡易操作や部品修理等による復旧対応を行うこと。また、未使用機器との取替えに対応すること。	
94		(5) 作業完了報告	93の対応により障害等の解消や修理完了した際、発注者に速やかに報告すること。	
95		(6) 障害等未解消時の報告及び解決策検討	93の対応でも障害等の解消や修理ができないと判断した際、発注者に速やかに報告すること。また解決策に向けた対応案や費用負担について検討し、発注者に報告すること。	
96		(7) ヘルプデスク及び現地障害対応の対応時間	90から95までの作業について、24時間365日対応すること。	
97		(8) 操作登録依頼や重要な会議での現地立会	システム管理上の登録等や重要な会議における現地立会の依頼に対応すること。	
98		(9) ソフトウェアの更新	本システムで使用するソフトウェアの更新を行うこと。	
99		(10) 機器故障時の対応	機器故障時の製品保証や機器の取替えなどの対応が充実しているか	
100	12魅力的な提案	その他新たな提案	上記項目以外に有用と認められる提案がされているか	12